

証券コード 5204

2025年5月29日

(電子提供措置の開始日2025年5月26日)

株 主 各 位

愛知県岩倉市川井町 1 8 8 0 番地

石 塚 硝 子 株 式 会 社

代 表 取 締 役 石 塚 久 継
社 長 執 行 役 員

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第90回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ishizuka.co.jp/ir/index05.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コード(5204)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のいずれかをご表示のうえ、2025年6月16日(月曜日)午後5時15分までに到着するよう、ご返送いただくか、同期限までにインターネットによる議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、3～5頁の「議決権行使方法についてのご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月17日（火曜日）午前10時
2. 場 所 岩倉市鈴井町下新田123番地
アデリア総合体育文化センター 1階 多目的ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項 (1) 第90期（2024年3月21日から2025年3月20日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第90期（2024年3月21日から2025年3月20日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除き、業務執行取締役に限る。）に対する譲
渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）
の継続の件

以 上

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◆当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきます。
また、株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◆書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ①業務の適正を確保するための体制
- ②連結株主資本等変動計算書
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④株主資本等変動計算書
- ⑤計算書類の個別注記表

◆電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

▶下記3つの方法がございます。

●インターネットによるご行使



行使期限

2025年6月16日（月曜日）
午後5時15分行使分まで

当社議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

【議決権行使ウェブサイト】<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

▶「二次元コードを読み取る方法「スマート行使」」については次頁をご参照ください。

●郵送によるご行使



行使期限

2025年6月16日（月曜日）
午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

●株主総会へのご出席



株主総会開催日時

2025年6月17日（火曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

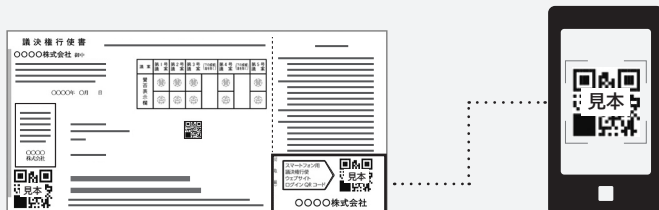
議決権のご行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後にご行使されたものを有効なものとして取り扱います。

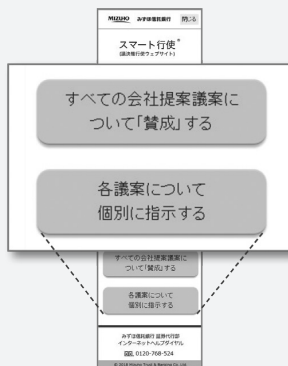
● 二次元コードを読み取る方法「スマート行使」●

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

1 | 議決権行使書用紙右下に記載の二次元コードを読み取ってください。



2 | 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※二次元コードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

詳細は次ページをご参照ください。

● 議決権行使ウェブサイトへのアクセス方法 ●

「議決権行使ウェブサイト」（下記 URL）へのアクセスにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力の上、画面の案内に従って行使をしていただきますようお願い申し上げます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使の手順について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリック

3 パスワードを入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱い

- ◎パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- ◎パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従って手続きください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話番号 0120-768-524 （フリーダイヤル）

（ご利用時間 午前9時～午後9時（年末年始を除く））

事業報告

(自 2024年3月21日)
(至 2025年3月20日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や好調なインバウンド消費など経済活動に持ち直しの動きがみられ緩やかな回復基調で推移しました。一方、米国を発端とする通商政策に伴う世界経済の下振れリスクなど依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、長期的な視点で会社の方向を示すべきと考え、2019年に制定した新たな企業理念を踏まえ、「ISHIZUKA GROUP 2030～挑戦し続けることにより、躍動する企業へ～」を策定しております。また、これに基づき策定した当期を最終年度とする2024年度中期経営計画「変化するスピードに負けない」では、①2024年度連結営業利益3,500百万円、②中堅・若手人財の育成への取り組み、③2030年度CO2排出量をScope 1 + 2において50%削減・Scope 3において25%削減（ともに2020年度対比）に向けたロードマップ作りとその実践に取り組みました。

業績につきましては、売上高はガラスびん関連事業、ハウスウェア関連事業及びプラスチック容器関連事業が減収となり、売上高は55,994百万円（前期比3.3%減）となりました。利益につきましては、売上高の減収に加えて、プラスチック容器関連事業新工場の立ち上げ費用が先行して発生したこと、ガラスびん関連事業の溶解炉定期更新に伴う生産停止の影響などにより、営業利益3,849百万円（前期比29.5%減）、経常利益3,713百万円（前期比30.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益3,088百万円（前期比34.4%減）と前期比で減益となりましたが、2024年度連結営業利益3,500百万円の目標を達成することができました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

<ガラスびん関連事業>

ガラスびんは、諸資材価格の高騰に対する販売価格改定の取り組みを進めました。また、姫路工場の操業停止に伴い出荷総量が減少したことなどにより、売上高は11,453百万円（前期比7.3%減）となりました。

<ハウスウェア関連事業>

ガラス食器は、一般市場向けの販売が落ち込みましたが、企業向けの景品受注が好調であったことにより、全体としては前期並みとなりました。陶磁器は、海外の昨年までのアフターコロナ特需が落ち着き、セグメント全体の売上高は13,273百万円（前期比4.0%減）となりました。

＜紙容器関連事業＞

紙容器は、主要ユーザーからの受注数量が落ち込んだことや充填機販売がありませんでした。また、拡販活動に加えて更なる円安進行や原紙調達コスト高騰に対する販売価格改定の取り組みにより、売上高は8,569百万円（前期比0.4%増）となりました。

＜プラスチック容器関連事業＞

PETボトル用プリフォームは、新たに建設した姫路工場からの販売も加わり主要ユーザーからの受注が堅調に推移しましたが、費用の減少に連動した販売単価の見直しにより、売上高は14,636百万円（前期比4.2%減）となりました。

＜産業器材関連事業＞

産業器材は、原材料価格の高騰に伴う価格改定等により、売上高は2,774百万円（前期比4.1%増）となりました。

＜その他事業＞

抗菌剤は、コロナ禍前の出荷水準に戻りつつあることや原材料価格の高騰に伴う価格改定などにより、セグメント全体の売上高は5,287百万円（前期比1.2%増）となりました。

企業集団のセグメントの売上高

（単位：百万円）

区 分	当 期		前 期	増 減	
	金 額	構 成 比	金 額	金 額	増 減 率
ガ ラ ス び ん 関 連	11,453	20.5%	12,356	△903	△7.3%
ハ ウ ス ウ ェ ア 関 連	13,273	23.7%	13,827	△554	△4.0%
紙 容 器 関 連	8,569	15.3%	8,534	35	0.4%
プ ラ ス チ ッ ク 容 器 関 連	14,636	26.1%	15,274	△638	△4.2%
産 業 器 材 関 連	2,774	5.0%	2,664	110	4.1%
報 告 セ グ メ ン ト 計	50,707	90.6%	52,657	△1,949	△3.7%
そ の 他	5,287	9.4%	5,225	61	1.2%
計	55,994	100.0%	57,882	△1,888	△3.3%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は8,490百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

日本パリソン株式会社

姫路工場 P E Tボトル用プリフォーム生産工場

(プラスチック容器関連)

② 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失 特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

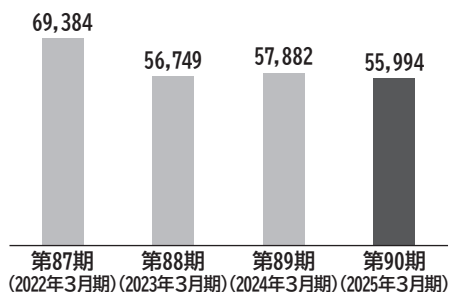
(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第87期 自2021.3.21 至2022.3.20	第88期 自2022.3.21 至2023.3.20	第89期 自2023.3.21 至2024.3.20	第90期(当期) 自2024.3.21 至2025.3.20
売 上 高 (百万円)	69,384	56,749	57,882	55,994
経 常 利 益 (百万円)	2,791	2,317	5,362	3,713
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,254	252	4,707	3,088
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	538.49	60.26	1,129.21	739.09
総 資 産 (百万円)	82,097	86,536	92,115	100,417
純 資 産 (百万円)	28,863	28,749	32,350	35,332
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	6,031.64	5,997.88	7,418.27	8,104.29

(注) 第88期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第88期以降の財産及び損益の状況の推移の数値については、当会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

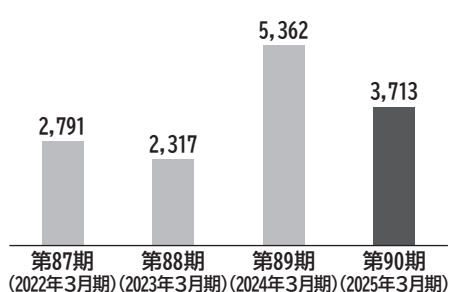
売上高

(単位：百万円)



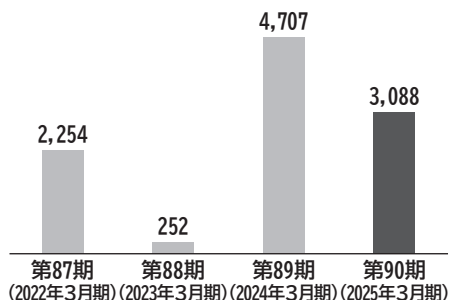
経常利益

(単位：百万円)



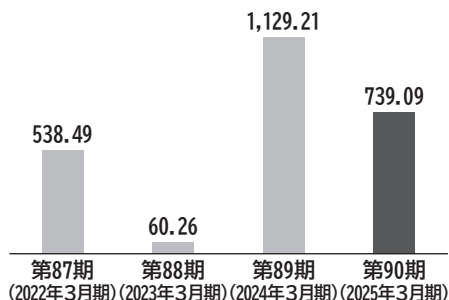
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



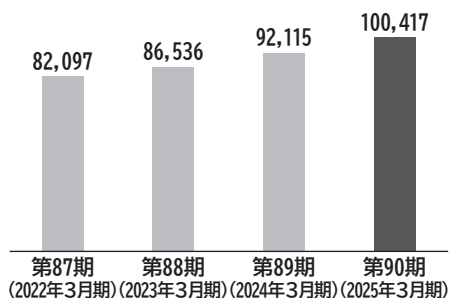
1株当たり当期純利益

(単位：円)



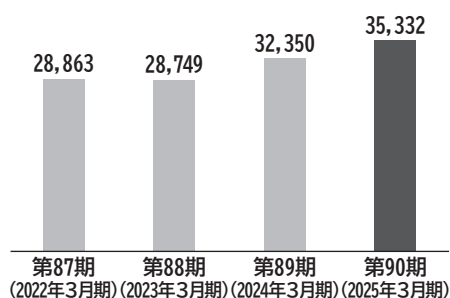
総資産

(単位：百万円)



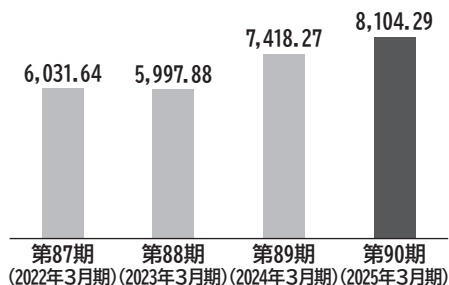
純資産

(単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又 は 出 資	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
アデリア株式会社	100	100.00	ガラス食器の販売
石塚物流サービス株式会社	10	100.00	ガラス製品の保管・出荷
ウイストン株式会社	200	※ 100.00	プラスチック製品の製造・販売
石硝運輸株式会社	20	100.00	貨 物 運 送
日本パリソン株式会社	1,530	※ 90.00	PETボトル用プリフォームの製造
北洋硝子株式会社	50	100.00	ガラス食器の製造
鳴海製陶株式会社	540	100.00	陶磁器・産業器材の製造・販売
三重ナルミ株式会社	100	※ 100.00	陶 磁 器 の 製 造
PT. NARUMI INDONESIA	637	※ 100.00	陶 磁 器 の 製 造
NARUMI SINGAPORE PTE LTD.	29	※ 100.00	陶 磁 器 の 販 売
鳴海（上海）商貿有限公司	106	※ 100.00	陶 磁 器 の 販 売
PT. NARUMI GLOBAL SUPPLY INDONESIA	22	※ 100.00	陶 磁 器 の 販 売
石塚王子ペーパーパッケージング株式会社	100	60.00	紙容器の製造・販売
日本機械金型株式会社	44	100.00	ガラス・PETボトル成型用金型の製造・販売
石塚ウェルネスパッケージング株式会社	10	100.00	パウチ飲料受託充填

(注) ※印は、子会社による出資を含む比率であります。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社は、2019年12月1日に創業200年を迎えるにあたり、新たな企業理念を制定しております。新たな企業理念では、次の100年に向けて、企業として更なる発展を続け当社グループのめざすべき姿を明確にしています。

<わたしたちの使命>

暮らしに彩り、豊かさとお届けします。

私たち石塚硝子はメーカーです。モノづくりを通じて社会に貢献することが私たちの存在意義です。ただし、私たちは単にモノを作って売っている訳ではありません。一つひとつの製品で、より良く、より便利に、より価値のある暮らしをつくり出したいという想いを込めてお客様に製品をお届けしています。当社で働くすべての社員がその想いを共有し、社会とその暮らしになくてはならない企業になりたいと考えています。

<わたしたちのビジョン>

価値あるモノづくりとともに、

社会で輝くヒトを育て、未来へ向かうユメを築きます。

ユメには2つの意味を込めています。一つは、価値あるモノづくりを続け、企業として成長すること、もう一つは、一人ひとりが人生に生き甲斐をもち、それぞれの願いを叶えていくことです。また価値あるモノづくりには、人財育成を通じたヒトづくりが欠かせません。これらが重なりあうことでいつの時代にも求められる企業であり続けることができると考えています。

<わたしたちの約束>

「誠実」「挑戦」「成長」

「誠実」は、200年の歴史で培った当社のDNAであり、すべてのステークホルダーに向き合う基本姿勢です。「挑戦」は、常に改善や新たな物事への挑戦を積極的に行うこと、また挑戦による失敗を恐れない風土を大切にしたいという意思を示しています。「成長」は、企業の成長という意味だけではなく、一人ひとりが豊かな人生を過ごすために、公私ともに成長して欲しいという想いを込めました。この3つの約束を合言葉に、私たちは未来に向かって進んでいきます。

② 中長期的な経営戦略及び目標とする経営指標

**ISHIZUKA GROUP 2030 ～挑戦し続けることにより、躍動する企業へ～
2027年度中期経営計画「新たな領域への挑戦」**

新型コロナウイルス感染症のパンデミックや米国の通商政策を発端とするグローバル経済への影響など外部環境が目まぐるしく変化する中、当社グループは「モノづくり」を通じて体質を強化し、多少の荒波が生じてでも難なく乗り越えられる経営基盤を確立するため、長期的な視点で会社の方向を示すISHIZUKA GROUP 2030を2022年4月に公表しております。今般、事業環境の変化を踏まえISHIZUKA GROUP 2030の見直しを行い、それに基づく2027年度を最終年度とする3か年の中期経営計画を新たに策定しました。

ISHIZUKA GROUP 2030

コンセプト：～挑戦し続けることにより、躍動する企業へ～

- 重点ポイント：
- (1) 2030年度連結営業利益を継続的に50億円以上あげる
(利益目標の上方修正)
 - (2) ISHIZUKA GROUPを支える「ヒトづくり」
 - (3) 環境と調和した持続可能な未来社会への貢献
2030年度CO₂排出量をScope 1 + 2において50%削減・
Scope 3において25%削減（ともに2020年度対比）
 - (4) 誰もが挑戦できる文化の醸成につながるDXの推進
(新設)



2027年度中期経営計画

コンセプト：「新たな領域への挑戦」

- 重点ポイント：
- (1) 2027年度までに連結営業利益50億円の達成
 - (2) 中堅若手人財の躍動と視座高き人財の充実
 - (3) 2027年度CO₂排出量 Scope 1 + 2 30%削減（2020年度対比）
 - (4) ペーパーレス化の推進・アナログ作業からの脱却（ラクの追求）

1. 2027年度中期経営計画の主な取り組み

- (1) 2030年度連結営業利益を継続的に50億円以上あげるため、以下の取り組みを進めて2027年度に連結営業利益50億円の達成をめざす
 - ・既存事業の深化（強化）を図るとともに、周辺の関連事業の取り込みを図り、機能子会社を含めたグループ全体で採算性を重視した取り組みを

推進

・新規事業についても積極的に経営資源を投入して、将来の柱となる事業を創り出す

- (2) 中堅・若手社員に判断や決断、時には意思決定を伴うような経験を積むことも重要視し、積極的に実践させて経験値を上げていく。また、視座を上げて経営層視点を理解することで、将来の次世代幹部へと成長を促す。
- (3) 社会共通の目標であるCO2排出量削減に取り組むため、前中期経営計画で策定した全社最適ロードマップに基づきPDCAサイクルマネジメントを行い、2027年度CO2排出量Scope 1 + 2 30%削減（2020年度対比）へ挑戦
- (4) ペーパーレス化の推進・アナログ作業からの脱却に向け、古い慣習からの脱却とデジタル化を進めて、ラクの追求により余力を生み出す。

2. 経営環境、中期的な経営戦略、優先的に対処すべき事業上の課題

<ガラスびん関連事業>

国内のガラスびん市場は縮小傾向が続いており、2024年の出荷重量は前年比93.4%の結果となりました。また、原燃料価格の高止まりによるコスト上昇の傾向は続くものと予想されます。

このような事業環境下において、適正利益確保を継続できる組織への常態化に向け、ガラス食器事業との組織統合による相乗効果を最大限に発揮し生産性の向上を図るとともに、当連結会計年度に実施したガラス溶解炉更新時におけるCO2削減施策など環境社会への貢献に向けた取り組みを進めます。

<ハウスウェア関連事業>

ガラス食器の国内市場は人口の推移にあわせて縮小傾向にあり、将来を見据え新たな生産体制に移行しております。また、ガラスびん事業との組織統合を行い、更なる生産性向上をあげ、生産ロスの削減と販売機会の拡大をめざします。加えて、ガラス食器ブランド「アデリア」・「津軽びいどろ」の強みを活かした販売強化に取り組めます。

陶磁器は、需要が旺盛な海外のホテル・レストラン及びエアライン向けの販売拡大を進め、国内はグループ内での連携拡大を含めた物流の効率化を推し進めます。また、廃棄される卵殻を原料の一部に置き換えるなど、環境負荷低減への取り組みを進めます。

<紙容器関連事業>

円安進行等の影響により液体用紙容器の主原料である原紙の高止まりに加えて飲料原価の高騰も重なり、紙容器飲料市場は縮小の見込みです。

このような環境下においても安定した事業基盤を築くため、国産原紙の深化

による国内市場の拡大と並行して海外市場への挑戦を行います。また、持続可能な社会の実現に向け、原紙軽量化など環境負荷の継続的低減の取り組みを進めます。

<プラスチック容器関連事業>

PETボトル清涼飲料水の国内市場は前年比100%の結果でしたが、猛暑の影響や訪日外国人の増加を踏まえると頭打ちの状況が見込まれます。

収益基盤の安定化と持続的な成長を遂げるため、東京・岩倉・姫路の3工場における生産体制の最適化を実現するとともに、DXを取り入れて計画・予防保全を強化し稼働率の向上を図ります。また、2024年度から生産を開始した姫路工場では、全ラインでリサイクル原料のみを使用することに加え、新たな生産方式であるフレクトoプリフォームを確立しました。これらの取り組みによりCO2排出量削減と付加価値をあげるとともに、清涼飲料水及び非清涼飲料水向けの販売のすそ野拡大をめざします。

<産業器材関連事業>

調理器用トッププレート事業は、市場は住宅着工件数の減少や物価上昇による消費者の買い控えなど厳しい環境下にあります。

保有技術の精査・競合他社と差別化する開発テーマの見極めと具現化を行い、DX拡大による生産・工程管理・設備予防保存の環境整備の推進し、安定した収益確保をめざします。

<その他事業>

抗菌剤市場は、コロナ禍では全世界で需要が拡大した一方、特需反動により販売が大きく落ち込みましたが、現在はコロナ禍前の出荷水準に戻りつつあります。市場動向の把握及び市場ニーズに基づいた新規剤の開発を進め販売の最大化を狙います。

新事業分野では、口臭ケアはみがき「デオグラオーラテック」は全国ドラッグストアチェーンでの取り扱い店舗数が大きく拡大し、更に認知度をあげるための施策を効果的に行っていきます。また、未来を見据えた研究開発・新事業の進化と創出の取り組みを継続して進めます。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (2025年3月20日現在)

セグメントの名称	主 要 商 品
ガラスびん関連	洋雑酒びん、清涼飲料水びん、清酒びん、食料・調味料びん
ハウスウェア関連	ガラス食器、陶磁器
紙容器関連	紙容器、紙容器に係る充填機
プラスチック容器関連	PETボトル用プリフォーム、プラスチック容器
産業器材関連	加熱調理器具のトッププレート
その他	抗菌剤、パウチ飲料受託充填

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月20日現在)

会 社 名	名 称 及 び 所 在 地	
当 社	本 社	愛知県岩倉市
	東 京 支 店	東京都江東区
	大 阪 支 店	兵庫県尼崎市
	ガラスカンパニー 食器営業本部 西部営業グループ	大阪府大正区
	岩 倉 工 場	愛知県岩倉市
	東 京 工 場	茨城県猿島郡境町
	姫 路 工 場	兵庫県姫路市
	福 崎 工 場	兵庫県神崎郡福崎町
アデリア株式会社	東京都江東区	
石塚物流サービス株式会社	愛知県岩倉市	
ウイストン株式会社	愛知県海部郡蟹江町	
石硝運輸株式会社	愛知県岩倉市	
日本パリソン株式会社	茨城県猿島郡境町	
北洋硝子株式会社	青森県青森市	
鳴海製陶株式会社	名古屋市緑区	
三重ナルミ株式会社	三重県志摩市	
PT. NARUMI INDONESIA	インドネシア	
NARUMI SINGAPORE PTE LTD.	シンガポール	
鳴海（上海）商貿有限公司	上海市（中国）	
PT. NARUMI GLOBAL SUPPLY INDONESIA	インドネシア	
石塚王子ペーパーパッケージング株式会社	兵庫県神崎郡福崎町	
日本機械金型株式会社	大阪府茨木市	
石塚ウェルネスパッケージング株式会社	埼玉県比企郡嵐山町	

(9) 使用人の状況（2025年3月20日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
ガラスびん関連	134（2）名	6名減（1名増）
ハウスウェア関連	713（49）名	32名減（57名減）
紙容器関連	170（21）名	18名減（-名）
プラスチック容器関連	308（185）名	14名増（33名増）
産業器材関連	76（16）名	1名増（-名）
報告セグメント計	1,401（273）名	41名減（23名減）
その他の	332（252）名	22名増（60名増）
全社（共通）	83（11）名	4名減（1名増）
合計	1,816（536）名	23名減（38名増）

（注）使用人数の（ ）内は、パート及びアルバイト等の臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
403（10）名	29名減（1名増）	43歳8ヵ月	19年2ヵ月

セグメントの名称	使用人数	前事業年度末比増減
ガラスびん関連	134（2）名	6名減（1名増）
ハウスウェア関連	99（3）名	26名減（1名減）
プラスチック容器関連	16（-）名	1名増（-名）
報告セグメント計	249（5）名	31名減（-名）
その他の	90（1）名	6名増（-名）
全社（共通）	64（4）名	4名減（1名増）
合計	403（10）名	29名減（1名増）

（注）1. 上記使用人には、他の法人等への出向者284名は含んでおりません。

2. 使用人数の（ ）内は、パート及びアルバイト等の臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2025年3月20日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,697百万円
株式会社みずほ銀行	3,655
株式会社日本政策投資銀行	2,925
株式会社三菱UFJ銀行	2,062
株式会社あいち銀行	1,121

(11)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益状況に対応した配当を行うことを基本としておりますが、何よりも先ず安定的な配当の継続を重要な方針といたしております。内部留保につきましては、財務体質の強化を進めるとともに、その充実を図り堅実な経営基盤の確保に努めてまいります。配当の決定は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当期につきましては2025年5月30日を効力発生日として、期末配当を1株当たり65円とさせていただくことを2025年4月24日開催の取締役会で決定いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2025年3月20日現在）

- ① 発行可能株式総数 14,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,219,554株（うち自己株式 34,992株）
- ③ 株主数 8,770名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	219千株	5.24%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	173	4.15
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND	158	3.78
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	131	3.14
東 朋 テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社	130	3.10
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	120	2.86
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	118	2.82
INTERACTIVE BROKERS LLC	96	2.30
愛 知 時 計 電 機 株 式 会 社	96	2.29
石 塚 芳 三	88	2.12

（注） 持株比率は自己株式（34,992株）を控除して計算しております。

(2) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	石 塚 久 継	社長執行役員 遠東石塚グリーンベット株式会社代表取締役 日本パリソン株式会社代表取締役会長 石塚ウェルネスパッケージング株式会社取締役会長
取 締 役	畔 柳 博 史	常務執行役員 経営企画部長 内部統制担当 グループ連携担当 未来挑戦部管掌 鳴海製陶株式会社取締役 石硝運輸株式会社取締役
取 締 役	稲 本 弘 希	上席執行役員 プラスチックカンパニー社長 日本パリソン株式会社代表取締役社長
取 締 役	杉 浦 修	執行役員 ウイストン株式会社代表取締役社長
取 締 役	後 藤 武 夫	弁護士
取 締 役	安 北 千 差	
常 勤 監 査 役	北 山 聡	日本パリソン株式会社監査役 石塚物流サービス株式会社監査役 ウイストン株式会社監査役 石硝運輸株式会社監査役 アデリア株式会社監査役 鳴海製陶株式会社監査役 北洋硝子株式会社監査役 石塚王子ペーパーパッケージング株式会社監査役 日本機械金型株式会社監査役 石塚ウェルネスパッケージング株式会社監査役
監 査 役	加 藤 茂	弁護士
監 査 役	小 栗 悟	税理士

- (注) 1. 取締役後藤武夫、安北千差の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役加藤茂、小栗悟の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役後藤武夫、安北千差、監査役加藤茂、小栗悟の四氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役小栗悟氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- ①取締役北山聡、下宮尚己の両氏は、2024年6月18日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- ②稲本弘希、杉浦修の両氏は2024年6月18日開催の第89回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。
- ③監査役大橋茂夫氏は2024年6月18日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- ④北山聡氏は2024年6月18日開催の第89回定時株主総会において監査役に選任され就任いたしました。

6. 重要な兼職に係る異動

- ①監査役北山聡氏は2024年3月22日付で石塚ウェルネスパッケージング株式会社監査役、2024年5月31日付で日本バリソン株式会社監査役、2024年6月7日付でウイストン株式会社監査役、2024年6月11日付で石硝運輸株式会社、石塚物流サービス株式会社及びアデリア株式会社監査役、2024年6月17日付で石塚王子ペーパーパッケージング株式会社監査役に選任され就任しております。
- ②監査役北山聡氏は2024年6月11日付でアデリア株式会社取締役を退任しております。

7. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況は、後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の会社法上の取締役および監査役、並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員とし、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、取締役の月額報酬は、役位、職責、当社の業績、従業員の給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する「固定報酬」と、月額報酬の一部を役員持株会を通じて市場から自己株式を取得する方法である「株価連動型報酬」としております。業績連動報酬は、当社中期経営計画の基本方針として目標値に掲げている連結営業利益率を指標とし、賞与として支給することがあるとしております。取締役の個人別報酬額算定方法の原案の決定は、コーポレートガバナンス委員会により決定し、その原案をもとに取締役会において委任された代表取締役が報酬額を決定しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項及び取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当社においては、個人別報酬額について取締役会決議にもとづき代表取締役社長執行役員石塚久継がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価分配とすることとしております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。そのため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			支給人員
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (内社外取締役)	72百万円 (11百万円)	—	—	8 名 (2 名)
監 査 役 (内社外監査役)	27百万円 (11百万円)	—	—	4 名 (2 名)
合 計	99百万円	—	—	12 名

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第72回定時株主総会において年額220百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は5名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第72回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の監査役は4名(うち社外監査役3名)であります。
4. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役後藤武夫、安北千差、監査役加藤茂、監査役小栗悟の四氏は、重要な兼職はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	後 藤 武 夫	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回に出席し、取締役会における審議・報告に際して、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、各事業業績及び契約事項等に関する法的観点から積極的な関与と助言を行っております。
取 締 役	安 北 千 差	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回全てに出席し、主にデザイナーとしての専門的見地から発言を行っております。また、流通業界における豊富な経験と知識から、市場環境の変化に関する助言を行っております。
監 査 役	加 藤 茂	当事業年度に開催した取締役会14回のうち10回に出席、また、監査役会7回のうち5回に出席し、取締役会・監査役会における審議・報告に際して、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	小 栗 悟	当事業年度に開催した取締役会14回のうち12回に出席、また、監査役会7回のうち6回に出席し、取締役会・監査役会における審議・報告に際して、主に税理士として財務及び会計の専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の概況

当社と社外取締役2名及び社外監査役2名は、会社法第427条第1項並びに当社定款第31条第2項、第39条第2項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

- (注) 1. 当社の子会社のうち、会計監査人設置会社である日本パリソン株式会社及び鳴海製陶株式会社は有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性の検討をした結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針の概要

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

① 「中期経営計画」による企業価値向上への取り組み

当社は1819年（文政2年）の創業以来、ガラスびん・ハウスウェア・紙容器・プラスチック容器・産業器材と事業領域を拡大し成長してきました。くらしに彩り、豊かさとお届けすることをくわしたちの使命>とし、価値あるモノづくりとともに、社会で輝くヒトを育て、未来に向かうユメを築くことをくわしたちのビジョン>としております。また、創業以来育んできた伝統と歴史を心に刻み、更なる飛躍に向けて、何事も「誠実」に向き合うこと、失敗を恐れることなく常に「挑戦」を続けること、そして一人ひとりが「成長」を忘れないことの3つをくわしたちの約束>とし、社会に貢献する企業を目指して事業活動を行っております。

当社グループは、長期的な視点で会社の方向を示す『ISHIZUKA GROUP 2030～挑戦し続けることにより、躍動する企業へ～』を策定し、①2030年度連結営業利益を継続的に50億円以上あげる②ISHIZUKA GROUPを支える「ヒトづくり」③環境と調和した持続可能な未来社会への貢献④誰もが挑戦できる文化の醸成につながるDXの推進を掲げております。これに基づき『2027年度中期経営計画 新たな領域への挑戦』をスタートし、①2027年度までに連結営業利益50億円の達成②中堅・若手人財の躍動と視座高き人財の充実③2027年度CO2排出量 Scope 1 + 2 30%削減（2020年度対比）④ペーパーレス化の推進・アナログ作業からの脱却（ラクの追求）に取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の取締役は、6名（うち代表取締役1名、社外取締役2名）の構成となっており、法令及び定款に定める事項や経営戦略の立案、その他経営上の重要事項の意思決定と職務執行の監督・監視など全社経営機能を担っております。また、直接的な職務執行責任を明確に分離し、社内カンパニー制及び執行役員制度を導入しております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成する監査役会を開催するほか、自らの監査方針・監査計画に基づき各社内カンパニー・部門及びグループ会社の監査を実施すると共に取締役会・カンパニー社長会等の重要会議に出席し、職務の執行状況を監視できる体制としております。また、内部統制を実効あらしめるため、業務監査部を中心に、事業活動の全般にわたる管理・運営制度及び職務の執行状況の合法性、合理性について監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告すると共に会計監査人と連携し、業務改善への助言・提案を行っております。その他取締役・執行役員・連結子会社社長を構成メンバーとするリスク管理委員会を設置し、定期的にリスク管理委員会を開催しております。

当社はこれらの取り組みとともに株主の皆様をはじめ従業員、お取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の中長期安定的な向上を目指してまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表いたします。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されます。当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、必要性相当性の範囲内において会社法その他の法律及び当社

定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期間は本株主総会終結の時までとなっておりますが、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本プランは廃止されることがあります。また、随時見直しを行い、株主総会における株主の皆様の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。
(参考URL <https://www.ishizuka.co.jp/news/index.html>)

(4) 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③合理的な客観的発動要件の設定をしていること、④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示をしていること、⑤株主意思を重視するものであること、⑥デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと、の理由から会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムに関する基本的な考え方について、下記のとおり決議しております。

1. 内部統制システムの基本方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役は経営理念や石塚硝子グループコンプライアンス行動規範に基づき、法令及び定款に適合するための体制整備に努める。
 - ② コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な事項を審議する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、その他の社内規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録し、適正に保存及び管理する。
- (3) 当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理の実効性を確保し、適切な対応を図るため、リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理の基本方針並びにその推進体制、その他重要事項を決定する。これに基づき、リスクの未然防止などの事前対応とリスクが顕在化したときの事後対応を行う。
 - ② リスク管理委員会の下にリスク管理推進委員会を設置し、当社グループのリスクを抽出し、低減策を実行する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 石塚硝子グループ中期経営計画及び年度経営計画を策定し、部門毎に方針を明確化し、一貫した管理を行う。
 - ② カンパニー制及び執行役員制により、担当業務と職務権限を明確にし、職務の効率化を図る。

- (5) 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 石塚硝子グループコンプライアンス行動規範に基づき、研修等を通じて、当社グループのすべての役員及び社員等に対しコンプライアンスの徹底を図る。
 - ② 内部通報制度の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、内部監査部門による継続的監査を行う。
- (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの業務が法令及び定款に適合することを確保するため、経営理念と行動指針を当社グループ共通のものとし、人的交流等を通じてその浸透を図る。
 - ② 石塚硝子グループ管理規程に基づき、当社グループ相互の責任と権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
 - ③ 業務報告会を通じて、当社グループの情報の共有と経営の適正性の確保に努める。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の職務を補助するため、監査役の要請により合理的な範囲で監査役スタッフを置く。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する使用人の人事に係る事項については、事前に監査役会の同意を得る。
 - ② 監査役スタッフは、監査役の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査役の指揮命令下にあるものとし、取締役からの独立性を確保する。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの役員及び社員等は、主な業務執行について、必要に応じ監査役に報告するほか、事業運営に重要な影響を与える事項については、都度報告をする。
 - ② 内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び社員等からの内部通報の状況について、必要に応じて、監査役に報告をする。

- ③ 報告をした役員及び社員等に対し、当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役監査の実効性を高めるために、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の実地監査等の監査活動に積極的に協力する。
- ② 内部監査部門は、監査役との連携を密にし、監査役に対し内部監査結果の報告をする。
- ③ 監査役が職務の遂行において生ずる費用の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、石塚硝子グループコンプライアンス行動規範において市民生活の秩序や安全及び企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応する旨を定め、反社会的勢力との関係排除に向け、当社グループ全体で企業倫理の浸透に取り組む。また、平素より関係機関等からの情報収集に努め、所轄警察、顧問弁護士等と緊密に連携し適切に対処する体制を構築する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のための内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当事業年度における主な取り組みは、以下の通りであります。

(1) コンプライアンスに対する取り組み

石塚硝子グループコンプライアンス行動規範カードを当社グループのすべての役員及び社員等が携帯し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。また、石塚硝子グループの役員及び社員へ向けた研修を行い、コンプライアンスの周知を行っております。

当社は、内部通報窓口を設け、問題の早期発見と改善に努めております。

(2) リスク管理に対する取り組み

当社は「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会及びリスク管理推進委員会を設置しております。リスク管理委員会では、リスク管理の基本方針等を決定し、リスク管理推進委員会において、その方針に基づいたリスクを抽出・低減策を実行することによりリスクを管理しております。

(3) 職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当期において取締役会は14回開催され、各議案に対し活発な意見交換がなされております。

また、当社はカンパニー制及び執行役員制を導入し、経営の効率化を図っております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組み

「石塚硝子グループ管理規程」を定め、業務の効率的な運営を図っております。また、毎月カンパニー社長会及び業務報告会を開催し情報の共有と経営の適正性を確保しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されております。当期において監査役会は7回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査役は、社内の重要会議に出席し監査の実効性を高めております。

連結貸借対照表

(2025年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	48,008	流 動 負 債	27,551
現 金 及 び 預 金	4,905	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	11,523
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	16,616	短 期 借 入 金	4,394
電 子 記 録 債 権	3,703	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	1,802
商 品 及 び 製 品	9,808	リ ー ス 債 務	761
仕 掛 品	812	未 払 金	4,348
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,456	未 払 費 用	2,487
有 償 受 給 に 係 る 資 産	4,194	未 払 法 人 税 等	610
そ の 他	3,514	賞 与 引 当 金	739
貸 倒 引 当 金	△3	そ の 他	883
固 定 資 産	52,323	固 定 負 債	37,533
有 形 固 定 資 産	44,495	社 債	6,298
建 物 及 び 構 築 物	12,064	長 期 借 入 金	14,132
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	10,768	リ ー ス 債 務	2,083
工 具 、 器 具 及 び 備 品	2,487	長 期 未 払 金	6,292
土 地	15,595	繰 延 税 金 負 債	106
リ ー ス 資 産	3,344	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,399
建 設 仮 勘 定	235	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11
無 形 固 定 資 産	82	汚 染 負 荷 量 引 当 金	363
ソ フ ト ウ ェ ア	53	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,691
そ の 他	28	そ の 他	154
投 資 そ の 他 の 資 産	7,745	負 債 合 計	65,085
投 資 有 価 証 券	6,463	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	619	株 主 資 本	25,063
退 職 給 付 に 係 る 資 産	420	資 本 金	6,344
そ の 他	256	資 本 剰 余 金	4,687
貸 倒 引 当 金	△15	利 益 剰 余 金	14,119
繰 延 資 産	85	自 己 株 式	△88
社 債 発 行 費	85	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	8,849
資 産 合 計	100,417	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,846
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,393
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△117
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	725
		非 支 配 株 主 持 分	1,419
		純 資 産 合 計	35,332
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	100,417

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2024年3月21日)
(至 2025年3月20日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		55,994
売 上 原 価		41,169
売 上 総 利 益		14,825
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,976
営 業 利 益		3,849
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	233	
受 取 賃 貸 料	312	
為 替 差 益	186	
そ の 他	281	1,014
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	402	
賃 貸 収 入 原 価	236	
そ の 他	510	1,150
経 常 利 益		3,713
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	224	224
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	224	224
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,713
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	717	
法 人 税 等 調 整 額	△129	588
当 期 純 利 益		3,124
非支配株主に帰属する当期純利益		36
親会社株主に帰属する当期純利益		3,088

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年3月21日)
(至 2025年3月20日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	6,344	4,678	11,281	△109	22,195
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△250		△250
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,088		3,088
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		9		21	30
連 結 範 囲 の 変 動			△0		△0
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	9	2,837	20	2,867
当 期 末 残 高	6,344	4,687	14,119	△88	25,063

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,712	－	5,393	△113	753	8,746	1,407	32,350
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△250
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								3,088
自 己 株 式 の 取 得								△1
自 己 株 式 の 処 分								30
連 結 範 囲 の 変 動								△0
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	134	1	－	△3	△27	103	11	114
連結会計年度中の変動額合計	134	1	－	△3	△27	103	11	2,982
当 期 末 残 高	2,846	1	5,393	△117	725	8,849	1,419	35,332

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 注 記 表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 16社

連結子会社の名称

アデリア㈱、石塚物流サービス㈱、ウイストン㈱、石硝運輸㈱、日本パリソン㈱、北洋硝子㈱、鳴海製陶㈱、三重ナルミ㈱、PT. NARUMI INDONESIA、NARUMI SINGAPORE PTE LTD.、鳴海（上海）商貿有限公司、PT. NARUMI GLOBAL SUPPLY INDONESIA、大阪アデリア㈱、石塚王子ペーパーパッケージング㈱、日本機械金型㈱、石塚ウェルネスパッケージング㈱

当連結会計年度において、石塚ウェルネスパッケージング㈱は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 4社

非連結子会社の名称

石塚マシンテクノ㈱、ISHIZUKA GLASS (UK) LTD.、NARUMI TABLEWARE USA, INC.、ISHIZUKA GLASS (EUROPE) GmbH、

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社4社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 なし

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 4社

持分法を適用しない非連結子会社の名称

石塚マシンテクノ㈱、ISHIZUKA GLASS (UK) LTD.、NARUMI TABLEWARE USA, INC.、ISHIZUKA GLASS (EUROPE) GmbH、

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額が連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北洋硝子㈱、鳴海製陶㈱、三重ナルミ㈱、PT. NARUMI INDONESIA、NARUMI SINGAPORE PTE LTD.、鳴海（上海）商貿有限公司、PT. NARUMI GLOBAL SUPPLY INDONESIA、日本機械金型㈱及び石塚ウェルネスパッケージング㈱の決算日は12月31日であります。また、大阪アデリア㈱の決算日は1月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

以外のもの

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

受払記録のあるもの

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他のもの

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社16社のうち11社が主に定額法、6社が主に定率法であります。

ただし、国内会社は、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～60年

機械装置及び運搬具 2年～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年3月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支払に備えるため、連結子会社の一部は役員退職慰労金の内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④汚染負荷量引当金

当社が吸収合併した旧㈱アサヒビールパックスが過去に有していた吹田及び関東工場に係る汚染負荷量賦課金の支払に備えるため、将来にわたって発生する汚染負荷量賦課金総額の現在価値を汚染負荷量引当金として計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、ガラスびん・ハウスウェア・紙容器・プラスチック容器・産業器材の製造及び販売、並びにこれらに関連した事業活動を展開しております。製品の製造・販売については、主に完成した製品を顧客に引き渡すことを履行義務として識別しております。したがって、製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断し、当該

時点で収益を認識しております。なお、国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。また、輸出入取引については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

その他に、顧客から原材料等を仕入れ加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては、顧客に支払われる対価に該当するものと判断し、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。また、販売手数料等の顧客に支払われる対価については、売上高から控除した金額で収益を認識しております。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によって行うこととしております。なお、為替予約及び通貨オプションについては、振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

前連結会計年度において「受取手形及び売掛金」に含めておりました「電子記録債権」（前連結会計年度3,336百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務

担保に供している資産

建物及び構築物	1,831百万円
機械装置及び運搬具	2,743
工具、器具及び備品	517
土地	8,409
投資有価証券	2,024
計	15,526

担保資産に対応する債務

短期借入金	300百万円
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	117
未払金	195
長期未払金	587
計	1,200

2. 有形固定資産の減価償却累計額 67,162百万円

3. 土地の再評価

当社及び鳴海製陶㈱は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び

平成13年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

・当社

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・鳴海製陶(株)

同条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

(2) 再評価を行った日

・当社

2002年3月20日

・鳴海製陶(株)

2002年3月31日

(3) 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,783百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	4,219,554株	4,219,554株

2. 自己株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	48,490株	520株	14,018株	34,992株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものです。

2. 普通株式の自己株式の減少は、連結子会社が保有する自己株式（当社株式）の売却によるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年4月25日 取締役会	普通株式	251	60	2024年3月20日	2024年5月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月24日 取締役会	普通株式	271	65	2025年3月20日	2025年5月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループ（当社及び連結子会社）は、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入及び社債発行等による方針であります。デリバティブは、将来の原材料購入価格・為替・金利の変動によるリスクのヘッジを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理業務として、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制を敷いております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、経理担当部門が定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが120日以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジ会計の方法については「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. (8)」をご参照ください。

また、取引に係るリスク管理体制につきましては、当社においては、デリバティブ取引に係る契約締結業務は、財務部経理グループが担当しており、当社稟議規程により、役員合議の後、社長決裁を受けております。連結子会社においては、取締役会決議を経て経理担当部署が管理しており、契約締結業務は当社の財務部経理グループに連絡した上で行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月20日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※2)	時価(※2)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	5,845	5,845	—
(2) 社債（1年内償還予定含む）	(8,100)	(7,869)	△231
(3) 長期借入金（1年内返済予定含む）	(17,476)	(16,991)	△484
(4) リース債務（1年内返済予定含む） (※3)	(2,839)	(2,796)	△43
(5) 長期未払金（1年内返済予定含む）	(8,060)	(7,904)	△156
(6) デリバティブ取引(※4)	2	2	—

(※1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）、未払金（1年内返済予定の未払金除く）並びに未払法人税等については、現金であること並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(※3) 利息相当額を控除しない方法によっているリース債務4百万円は含めておりません。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注) 投資有価証券のうち非上場株式等618百万円は、市場価格がないため時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	5,845	—	—	5,845
デリバティブ取引	—	2	—	2
資産計	5,845	2	—	5,847

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定含む）	—	7,869	—	7,869
長期借入金（1年内返済予定含む）	—	16,991	—	16,991
リース債務（1年内返済予定含む）	—	2,796	—	2,796
長期未払金（1年内返済予定含む）	—	7,904	—	7,904
負債計	—	35,561	—	35,561

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された時価を用いており、その時価は為替レート等の観察可能なインプットを用いて算出されていることから、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務、長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額（※）と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（※）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、茨城県、愛知県、兵庫県及びその他の地域において、賃貸用の工業施設等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
5,634	7,236

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、主として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、当社は従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	7,603百万円
勤務費用	420
利息費用	89
数理計算上の差異の発生額	△35
退職給付の支払額	△332
為替換算差額	34
退職給付債務の期末残高	7,778

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	3,339百万円
期待運用収益	76
数理計算上の差異発生額	4
事業主からの拠出額	212
退職給付の支払額	△136
為替換算差額	11
年金資産の期末残高	3,507

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,172百万円
年金資産	△3,507
	△335
非積立型制度の退職給付	4,606
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,270
退職給付に係る資産	△420
退職給付に係る負債	4,691
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,270

- (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	420百万円
利息費用	89
期待運用収益	△76
数理計算上の差異の費用処理額	△17
過去勤務費用の費用処理額	△17
確定給付制度に係る退職給付費用	397

- (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	22百万円
過去勤務費用	△17

- (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	813百万円
過去勤務費用	86

- (7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.4%～2.9%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出の要拠出額は、23百万円であります。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益認識を分解した情報

顧客との契約から生じる収益の分解情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	ガラス び ん 関 連	ハウス ウェア 関 連	紙容器 関 連	プラス チック 容 器 関 連	産 業 器 関 材 連	計		
顧客との契約から生 じる収益								
国内	11,453	10,204	8,569	14,636	2,774	47,639	4,203	51,842
海外	—	3,068	—	—	—	3,068	1,083	4,152
計	11,453	13,273	8,569	14,636	2,774	50,707	5,287	55,994

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】の「4. 会計方針に関する事項(7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社については、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	8,104円29銭
1株当たり当期純利益	739円09銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	39,658	流 動 負 債	29,069
現 金 及 び 預 金	1,378	買 掛 金	16,445
受 取 手 形	69	短 期 借 入 金	4,274
売 掛 金	12,764	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	802
電 子 記 録 債 権	2,833	リ ー ス 債 務	395
商 品 及 び 製 品	6,396	未 払 金	2,518
仕 掛 品	211	未 払 費 用	1,665
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	887	前 受 金	71
未 収 入 金	4,189	預 り 金	77
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	8,761	賞 与 引 当 金	260
有 償 受 給 に 係 る 資 産	2,032	有 償 支 給 に 係 る 負 債	2,032
そ の 他	135	そ の 他	526
貸 倒 引 当 金	△2	固 定 負 債	29,343
固 定 資 産	46,255	社 債	6,298
有 形 固 定 資 産	28,779	長 期 借 入 金	13,781
建 物	10,128	リ ー ス 債 務	1,483
構 築 物	619	長 期 未 払 金	763
機 械 装 置	2,998	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,614
車 両 運 搬 具	59	退 職 給 付 引 当 金	4,008
工 具、器 具 及 び 備 品	538	汚 染 負 荷 量 引 当 金	363
土 地	12,456	そ の 他	29
リ ー ス 資 産	1,919	負 債 合 計	58,413
建 設 仮 勘 定	57	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	19	株 主 資 本	19,425
ソ フ ト ウ ェ ア	9	資 本 金	6,344
そ の 他	10	資 本 剰 余 金	4,566
投 資 そ の 他 の 資 産	17,456	資 本 準 備 金	3,391
投 資 有 価 証 券	6,108	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,174
関 係 会 社 株 式	10,063	利 益 剰 余 金	8,603
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	990	利 益 準 備 金	1
そ の 他	307	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,602
貸 倒 引 当 金	△13	繰 越 利 益 剰 余 金	8,602
繰 延 資 産	85	自 己 株 式	△88
社 債 発 行 費	85	評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,160
資 産 合 計	85,999	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,820
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,340
		純 資 産 合 計	27,585
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	85,999

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 2024年3月21日)
(至 2025年3月20日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		33,421
売 上 原 価		27,115
売 上 総 利 益		6,305
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,499
営 業 利 益		1,806
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,381	
受 取 賃 貸 料	1,792	
そ の 他	383	3,557
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	305	
賃 貸 収 入 原 価	891	
そ の 他	628	1,825
経 常 利 益		3,538
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	224	224
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	224	224
税 引 前 当 期 純 利 益		3,538
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	329	
法 人 税 等 調 整 額	△210	119
当 期 純 利 益		3,419

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2024年3月21日)
(至 2025年3月20日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	6,344	3,391	1,174	4,566	1	5,433	5,435	△87	16,258
剰 余 金 の 配 当						△251	△251		△251
当 期 純 利 益						3,419	3,419		3,419
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	3,168	3,168	△1	3,167
当 期 末 残 高	6,344	3,391	1,174	4,566	1	8,602	8,603	△88	19,425

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,694	5,340	8,034	24,292
剰 余 金 の 配 当				△251
当 期 純 利 益				3,419
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)	125	－	125	125
事業年度中の変動額合計	125	－	125	3,292
当 期 末 残 高	2,820	5,340	8,160	27,585

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

受払記録のあるもの 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他のもの

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

岩倉工場・東京工場・ 定額法

姫路工場・福岡工場

上記以外

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～38年

機械装置 2年～9年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年3月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算差額

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

(4) 汚染負荷量引当金

当社が吸収合併した旧㈱アサヒビールパックスが過去に有していた吹田及び関東工場に係る汚染負荷量賦課金の支払に備えるため、将来にわたって発生する汚染負荷量賦課金総額の現在価値を汚染負荷量引当金として計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 重要な収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、ガラスびん・ハウスウェア・プラスチック容器の製造及び販売、並びにこれらに関連した事業活動を展開しております。製品の製造・販売については、主に完成した製品を顧客に引き渡すことを履行義務として識別しております。したがって、製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。また、輸出取引については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

その他に、顧客から原材料等を仕入れ加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては、顧客に支払われる対価に該当するものと判断し、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

8. ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によって行うこととしております。なお、為替予約及び通貨オプションについては、振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

【表示方法の変更にに関する注記】

前事業年度において「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」（前事業年度2,651百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務

担保に供している資産

建物	1,513百万円
構築物	177
機械装置	2,712
車両運搬具	30
工具、器具及び備品	517
土地	6,099
投資有価証券	2,024
計	13,075

担保資産に対応する債務

短期借入金	300百万円
未払金	195
長期未払金	587
計	1,082

2. 有形固定資産の減価償却累計額 35,112百万円

3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。

大阪アデリア㈱ 72百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	4,701百万円
長期金銭債権	8
短期金銭債務	12,898
長期金銭債務	—

5. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び平成13年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

(2) 再評価を行った日 2002年3月20日

(3) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△2,306百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,623百万円
仕入高	12,010
その他	3,599
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	2,858
営業外費用	66

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	34,472株	520株	一株	34,992株

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	1,226百万円
繰越欠損金	687
投資有価証券評価損	203
汚染負荷量引当金	111
減価償却費	108
賞与引当金	79
棚卸資産評価損	38
会社分割による子会社株式調整額	34
未払社会保険料	25
その他	42

繰延税金資産小計	2,558
評価性引当額	△1,439
繰延税金資産合計	1,118

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△896
会社分割による子会社株式調整額	△39
資産評価差額金	△33
繰延税金負債合計	△968
繰延税金資産の純額	149

なお、上記のほか再評価に係る繰延税金負債2,614百万円が計上されております。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ガラス製品製造設備及び事務機器の一部については、リース契約により使用しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、【重要な会計方針に係る事項に関する注記】の「７．重要な収益の計上基準」に記載のとおりであります。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有の割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	アデリア㈱	所有 直接 100	役員の兼任 資金の借入 製品の販売	製品の販売 (注１) 資金の借入 (注２) 利息の支払 (注２)	1,605 985 9	売掛金 短期借入金 未払費用	822 927 4
子会社	日本パリソン㈱	所有 直接 89.75 間接 0.25	役員の兼任 資金の貸付 商品の仕入 設備の賃貸 設備等の購入の 立替 資材仕入の立替	資金の貸付 (注２) 利息の受取 (注２) 商品の仕入 (注４) 賃貸収入 (注５) 設備等の購入の 立替 資材仕入の立替	7,599 71 11,287 1,417 — —	関係会社 短期貸付金 未収収益 買掛金 — 未収金 未収金	7,349 39 11,222 — 699 2,670
子会社	石塚王子ペーパー パッケージング㈱	所有 直接 60	役員の兼任 資金の貸付及び 借入 商品の仕入 設備の賃貸	資金の貸付 (注３) 利息の受取 (注３)	— 11	関係会社 短期貸付金 —	1,170 —
子会社	石塚ウェルネスパ ッケージング㈱	所有 直接 100	資金の貸付 債務保証	資金の貸付 (注３) 利息の受取 (注３)	1,127 1	関係会社 短期貸付金 —	1,127 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注１) 製品の販売については、当社製品の市場価格から算定した価格及び当社における総原価を検討の上、決定しております。
- (注２) 日本パリソン㈱に対する資金の貸付並びにアデリア㈱からの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額については、期中平均残高を記載しております。
- (注３) 石塚王子ペーパーパッケージング㈱及び石塚ウェルネスパッケージングに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注４) 日本パリソン㈱からの商品の仕入については、当該商品の市場価格から算定した価格及び両社から提示された総原価等を検討の上、決定しております。
- (注５) 日本パリソン㈱に賃貸している土地・建物等に対して、近隣の地代及び資産の評価額を勘案して賃貸料を合理的に決定しております。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額

6,592円20銭

1 株当たり当期純利益

817円18銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

石塚硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 藤 達 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧 野 秀 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石塚硝子株式会社の2024年3月21日から2025年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石塚硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

石塚硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 藤 達 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧 野 秀 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石塚硝子株式会社の2024年3月21日から2025年3月20日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月21日から2025年3月20日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い、取締役、執行役員、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

石塚硝子株式会社 監査役会

常勤監査役	北山	聡	Ⓔ
社外監査役	加藤	茂	Ⓔ
社外監査役	小栗	悟	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	いし づか ひさ つぐ 石 塚 久 継 (1965年 4月2日)	1990年4月 株式会社富士銀行入行 1997年9月 当社入社 2004年6月 当社取締役兼執行役員ガラスびんカンパニー社長 2009年6月 当社常務取締役 2011年6月 当社取締役副社長営業部門・管理部門管掌 2013年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 遠東石塚グリーンペット株式会社代表取締役 日本パリソン株式会社代表取締役会長 石塚ウェルネスパッケージング株式会社取締役会長	48,300株
	取締役候補者とした理由 石塚久継氏は、管理部門、ガラスびん事業を中心に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有しております。また、2013年6月に当社代表取締役に就任し、当社グループ経営に貢献しております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。		
2	くろ やなぎ ひろ し 畔 柳 博 史 (1960年 8月5日)	1984年4月 株式会社富士銀行入行 2012年6月 当社入社 2012年6月 当社執行役員経営企画部長 2013年6月 当社取締役兼執行役員経営企画部長 2024年3月 当社取締役常務執行役員経営企画部長 内部統制担当 グループ連携担当 未来挑戦部管掌（現任） (重要な兼職の状況) 鳴海製陶株式会社取締役 石硝運輸株式会社取締役	9,500株
	取締役候補者とした理由 畔柳博史氏は、金融機関における豊富な経験と実績を有しております。また、当社へ入社後、管理部門に携わり、当社グループ経営に貢献しております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	いな もと ひろ き 稲 本 弘 希 (1 9 6 8 年) (3 月 2 5 日)	1990年4月 当社入社 2016年6月 当社執行役員ガラスびんカンパニー社 長兼業務部長 2018年3月 当社執行役員人事・総務部長 2020年3月 当社執行役員プラスチックカンパニー 社長兼日本パリソン株式会社代表取締役 役社長 2024年3月 当社上席執行役員プラスチックカンパ ニー社長兼日本パリソン株式会社代表 取締役社長 2024年6月 当社取締役上席執行役員プラスチック カンパニー社長兼日本パリソン株式会 社代表取締役社長（現任）	5,200株
		取締役候補者とした理由 稲本弘希氏は、ガラスびん事業・PETボトル用プリフォーム事業に携わり当社における業 務上の豊富な経験と実績を有しております。これらの経験と実績を当社の経営に反映して いただくため、取締役として選任をお願いするものであります。	
4	すぎ うら おさむ 杉 浦 修 (1 9 6 0 年) (1 2 月 2 1 日)	1985年3月 当社入社 2004年3月 当社執行役員アドバンストガラスカン パニー社長兼機能材料部長 2012年12月 当社執行役員ハウスウエアカンパニー 社長 2018年6月 当社執行役員兼ウイストン株式会社代 表取締役社長 2024年6月 当社取締役執行役員兼ウイストン株式 会社代表取締役社長（現任）	10,600株
		取締役候補者とした理由 杉浦修氏は、機能材料事業・ハウスウエア事業・プラスチック容器事業に携わり当社に おける業務上の豊富な経験と実績を有しております。これらの経験と実績を当社の経営に 反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
※ 5	お ぐり さとる 小 栗 悟 (1962年 3月21日)	1987年4月 監査法人丸の内会計事務所（現有限責任 監査法人トーマツ）入所 1989年1月 税理士登録 1992年12月 小栗悟税理士事務所開設 2011年9月 税理士法人オグリに組織変更 代表社員 2014年6月 当社監査役（現任） 2021年12月 税理士法人STRに社名変更 代表社員 （現任）	2,400株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割 小栗悟氏は、税理士としての専門的見地並びに税務に関する高い見識を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		
6	やす きた ち さ 安 北 千 差 (1972年 3月31日)	2005年4月 O.I.L.design設立 同 代表（現任） 2018年6月 当社取締役（現任）	1,500株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割 安北千差氏は、生活雑貨流通業界においてデザイナーとして豊富な経験と知識を有しております。これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役として大所高所から助言をいただき、職務を適切に遂行していただくことを期待しております。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 小栗悟、安北千差の両氏は、社外取締役候補者であります。また、小栗悟、安北千差の両氏が選任された場合は、当社は両氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 小栗悟氏は、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって11年となります。
5. 安北千差氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
6. 当社は、安北千差氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第31条第2項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、小栗悟、安北千差の両氏が選任され、就任した場合は、両氏との間で当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各取締役候補者が取締役を選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役小栗悟氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。また、監査役加藤茂氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、小栗悟氏の補欠として赤嶺順也氏、加藤茂氏の後任として平田健人氏の2名の選任をお願いするものであります。補欠として選任をお願いする赤嶺順也氏の任期は当社定款の定めにより前任者の残存期間となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
※ 1	あか みね じゅん や 赤 嶺 順 也 (1978年 12月6日)	2002年10月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2006年 6月 公認会計士登録 2015年10月 赤嶺公認会計士事務所開設 所長(現任) 2015年10月 3i'sConsulting合同会社設立 代表社員(現任) 2015年11月 税理士登録	0株
	社外監査役候補者とした理由 赤嶺順也氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地並びに会計・税務に関する高い見識を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		
※ 2	ひら た たけ ひと 平 田 健 人 (1982年 9月28日)	2009年12月 弁護士登録 2010年1月 後藤武夫法律事務所(現：後藤・木河法律事務所) 入所 2018年4月 スピカ法律事務所(現：弁護士法人スピカ 平田法律商標事務所)開設(現任)	0株
	社外監査役候補者とした理由 平田健人氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、引き続きこれらの経験と実績を当社の監査に反映していただくため、監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 赤嶺順也、平田健人の両氏は、社外監査役候補者であります。両氏が選任された場合は、当社は両氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、赤嶺順也、平田健人の両氏が選任された場合は、両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第39条第2項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。監査役候補者が監査役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の社外監査役赤嶺順也および平田健人の両氏の補欠監査役として松田茂樹氏を、監査役北山聡氏の補欠監査役として石原浩氏を選任することをお願いしたいと存じます。

なお、松田茂樹、石原浩の両氏の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1	まつ だ しげ き 松 田 茂 樹 (1961年 5月21日)	1986年10月 監査法人丸の内会計事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1994年1月 松田公認会計士事務所 開設(現任) 2004年1月 税理士法人 あいき 設立 代表社員就任(現任) 2012年4月 国立大学法人 名古屋工業大学 監事 2013年4月 株式会社F U J I 非常勤監査役就任(現任) 2015年4月 ローランドディー・ジー・株式会社 非常勤監査役就任	0株
2	いし はら ひろし 石 原 浩 (1956年 3月10日)	1978年4月 株式会社富士銀行入行 2008年4月 当社入社 2011年6月 人事総務部付部長 2016年3月 当社退社 2016年3月 ウイストン株式会社 取締役営業部長兼総務部長 2019年6月 ウイストン株式会社 取締役総務部長 2023年6月 ウイストン株式会社 顧問(現任)	2,100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者松田茂樹氏は社外監査役の要件を満たしております。また、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
3. 松田茂樹氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地並びに会計・税務に関する高い見識を有しており、補欠監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、松田茂樹氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第39条第2項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

第4号議案 取締役（社外取締役を除き、業務執行取締役に限る。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年6月15日開催の当社第72回定時株主総会において、年額220百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除き、業務執行取締役に限る。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60百万円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.45%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.55%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告21頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項につき、後述の本議案（ご参考2）のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合でも同様であり、対象取締役は4名となります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限

付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数19,200株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考1)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び当社子会社の取締役に対し、割り当てる予定です。

(ご参考2)

本議案をご承認いただいた場合に変更を予定している取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項は以下のとおりです。

当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、取締役の月額報酬は、役位、職責、当社の業績、従業員の給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する「固定報酬」と、譲渡制限付株式を付与する方法又は役員持株会を通じて市場から自己株式を取得する方法のいずれかによる「株価連動型報酬」としております。業績連動報酬は、当社中期経営計画の基本方針として目標値に掲げている連結営業利益率を指標とし、賞与として支給することがあるとしております。取締役の個人別報酬額算定方法の原案の決定は、コーポレートガバナンス委員会により決定し、その原案をもとに取締役会において委任された代表取締役が報酬額を決定しております。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2007年6月15日開催の第72回定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただき「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2022年6月17日開催の第87回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、その有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討して参りましたが、2025年5月9日開催の当社取締役会において、現プランの一部を変更した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」（以下「本プラン」といいます。）を決定し、本株主総会における株主の皆様からご承認いただくことを条件に継続することといたしました。

そこで、本プランへの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランにつきましては、監査役全員（うち社外監査役2名）が、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに同意する旨の意見を述べております。

なお、現プランからの変更点は主に以下のとおりですが、基本的な内容に大きな変更はありません。

- ①本プランの対象となる当社株式の買付の範囲の見直しを行いました。
- ②本プランの対抗措置の内容を新株予約権の無償割当てに限定しました。
- ③その他、一部語句の修正、文言の整理等を行いました。

I ご承認いただきたい本プランの内容

1. 本プラン継続の目的

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上又は確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が当社の企業価値と比べて妥当か否かを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどの

ような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見を外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を受けながら慎重に検討したうえで開示いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付行為の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の買付提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールにしたがって行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の向上又は確保に合致すると考え、以下の内容の大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応方針として、現プランを一部変更し、本プラン（資料1のフローチャートをご参照ください。）として継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、

- ①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、
- ②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為又は
- ③上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じです。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り、）

を意味します（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる大規模買付行為を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）。

注１：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づく共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。）、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）、
- (iii) 上記（i）又は（ii）の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利益を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）、並びに
- (iv) 上記（i）ないし本（iv）に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）若しくは名古屋証券取引所の市場内立会外取引（単一銘柄取引）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。以下同じとします。

注２：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注１の（i）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

又は、

- (ii) 特定株主グループが、注１の（ii）記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たって、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるとします。以下同じとします。

注３：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等又は同法第27条の２第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。以下同じとします。

注4：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協調行為等認定基準（資料2。但し、独立委員会は、法令の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとしします。）に基づいて行うものとしします。

注5：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとしします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

3. 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について、当社取締役会による最終決定を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社における決定の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様独立委員会を設置します（独立委員会規程の概要につきましては、資料3をご参照ください。）。当社取締役会は、対抗措置の発動についての決定に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非（手続きに関する事項を含み、以下同じとしします。）について諮問し、独立委員会は当社の企業価値については株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為及び当社取締役会意見等について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとしします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動について決定することとしします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外役員ならびに社外有識者（注）の中から選任します。本プラン継続時における独立委員会の各委員候補の氏名及び略歴は資料4をご参照下さい。

注：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価・検討期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その内容は以下のとおりです。

（1）大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規

模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等について日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。当社が、大規模買付者から意向表明書を受理した場合には、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等
- ⑥本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

（２）大規模買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記（１）の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付し、大規模買付者には、当該リストにしたがい、本必要情報を当社取締役会に日本語による書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びその者が属する特定株主グループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為等の対価の価額・種類、買付けの時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等の実行の可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為後に想定している役員構成（候補者の氏名及び略歴、就任に関する候補者の内諾の有無、並びに当社事業と同種の事業について経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥大規模買付行為後における当社の取引先、顧客、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者

から合理的な理由に基づく延長請求があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と合理的に認められる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して、適宜合理的な回答期限を定めた上で追加的に情報提供を求めます。本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、当社取締役会が最初に本必要情報のリストを大規模買付者に交付した日から起算して60日を超えないものとします（但し、大規模買付者からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表します。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供がなされないものの、この提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会は、本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者に対する追加的な情報提供に係る要請等を打ち切り、その旨を公表するとともに後記（３）の大規模買付行為についての評価・検討を開始する場合があります。

提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

（３）取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者による本必要情報の提供が完了した旨を公表した日の翌日から起算して、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による大規模買付行為についての評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後（後記５．（３）の記載に従い株主の皆様の意思を確認する手続きをとる場合においては、株主検討期間（後記５．（３）で定義します。）の経過後）にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

５．大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。したがって、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案又は当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に必要かつ相当の範囲内で対抗措置（具体的には、新株予約権の無償割当て）をとることがあります。

当社取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は資料5に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の議決権割合を保有する特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件としたり、当社株式を対価として当社が特定株主グループに属さない新株予約権者の保有する新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。但し、この場合、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の大規模買付行為が行われる場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の大規模買付行為が行われる場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の大規模買付行為が行われる場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の大規模買付行為が行われる場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）等の、当社株式の売却に関する株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金

額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合

- ⑦大規模買付者による当社に対する支配権の獲得により、当社の持続的な企業価値の維持又は増大のため不可欠な、取引先、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分又は不適切であるため、当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて著しく劣後すると判断される場合
- ⑨大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

（３）対抗措置の発動の手続き

本プランにおいては、上記（１）のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記（１）に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当該大規模買付行為及び当社取締役会意見等を慎重に検討し、対抗措置の発動の是非について上記４．（３）の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。また、上記（２）に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か等について慎重に検討し、対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動に際し、独立委員会の勧告に基づき、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催すること等、株主の皆様の意思を確認するための手続きをとることがあります。

当社取締役会において、株主検討期間を設定することを目的として株主総会の開催

及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、独立委員会の勧告、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに提供し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。具体的には、株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、株主総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

他方、株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに、当社取締役会は対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。この場合、当該取締役会終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

当該株主総会の結果は、決議後、適時・適切に開示します。

大規模買付行為は、株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間の、また、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間の経過後にのみ開始できるものとします。

（４）対抗措置発動の停止等について

上記（１）又は（２）において、当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど当該対抗措置の発動の前提となった事実に変更が生じ、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。すなわち、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなどの事情により対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権無償割当ての効力発生日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、新株予約権の無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかにその旨を開示いたします。

6. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会で承認されることを条件として発効することとし、その有効期間は、2028年6月に開催予定の定時株主総会終結時までとします。

本プランは、本株主総会において継続が承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会における株主の皆様の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本株主総会における株主の皆様の本プラン導入に対するご承認の趣旨に反しない範囲（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合、株主の皆様に不利益を与えない場合等を含みます。）において、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

Ⅱ 補足説明

1. 本プランが株主・投資家に与える影響等

（1）大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に应じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に应じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

（2）対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記5.に記載した具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしがって、当該決定について適時適切に開示いたします。

当社は、対抗措置の発動に際して、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。すなわち、対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合は、割当ての期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割り当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合

には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の無償割当ての中止又は無償で割り当てた新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

（３）対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合には、割当ての期日における株主の皆様は新株予約権の引受けの申込みを要することなく無償で新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が「大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。」

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき適時適切に開示します。

２．本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

（１）買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）並びに経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足しています。また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日最

終改訂)の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランにおける対抗措置は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての判断に対する勧告が、独立性の高い社外者のみにより構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その勧告の概要については株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

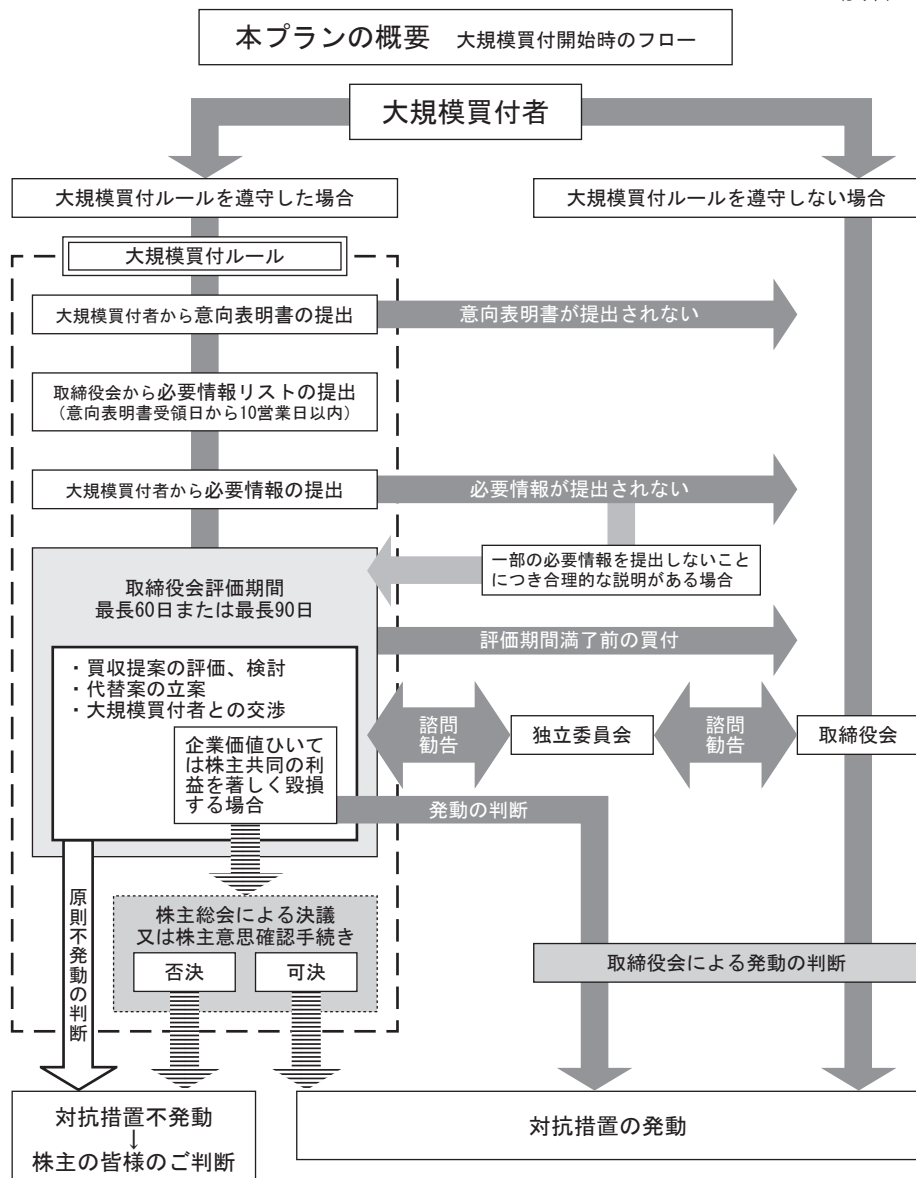
(5) 株主意思を重視するものであること

当社は、本株主総会において、本プラン継続に関する株主の皆様のご意思をご確認させていただきます。また、本プランの有効期間中であっても、毎年の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(6) デッドハンド型の対応方針やスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社株式を大量に買い付けた者が、当社の株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。なお、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランの導入によりスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）としての効果が生じることもありません。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

共同協調行為等認定基準

※認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

※以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。

1. 当社株券等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株券等の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
3. 当社株券等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
5. 当該特定の株主が株券等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合

に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か

7. 上記5.記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び当該特定の株主（並びに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれはどの程度か

8. 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか

9. 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか

10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は非適格者と認定してはならないものとする。）

11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は非適格者と認定してはならないものとする。）

12. その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び／又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定

の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）

13. その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以 上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外役員及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 当社社外役員である委員の任期は、その取締役又は監査役としての任期と同じ（社外役員として再任された場合を除く。）とし、社外有識者である委員の任期は、その選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の当社定時株主総会終了後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。但し、当社取締役会等において本プランの廃止をする旨の決議をした場合、委員の任期は本プランの廃止と同時に終了する。
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

赤嶺 順也

(略歴)	2002年10月	有限責任監査法人トーマツ 入所
	2006年6月	公認会計士登録
	2015年10月	赤嶺公認会計士事務所開設 所長(現任)
	2015年10月	3i'sConsulting合同会社設立 代表社員(現任)
	2015年11月	税理士登録

平田 健人

(略歴)	2009年12月	弁護士登録
	2010年1月	後藤武夫法律事務所(現:後藤・木河法律事務所)入所
	2018年4月	スピカ法律事務所(現:弁護士法人スピカ 平田法律商標事務所)開設(現任)

松田 茂樹

(略歴)	1986年10月	監査法人丸の内会計事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所
	1994年1月	松田公認会計士事務所開設(現任)
	2004年1月	税理士法人あいき設立 代表社員(現任)
	2012年4月	国立大学法人名古屋工業大学 監事
	2013年6月	株式会社F U J I 非常勤監査役(現任)
	2015年6月	ローランドディー.ジー.株式会社 非常勤監査役

上記、独立委員と当社との間には特別の利害関係はありません。

赤嶺順也氏、平田健人氏は、本総会「第2号議案 監査役2名選任の件」における監査役候補者であります。

松田茂樹氏は、本総会「第3号議案 補欠監査役2名選任の件」における補欠監査役候補者であります。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限として、当社取締役会が別途定める数とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限として当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記 6. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは行わない。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 アデリア総合体育文化センター

1階 多目的ホール(10:00開会)

住所 岩倉市鈴井町下新田123番地

交通機関 名鉄犬山線「岩倉駅」下車

①岩倉駅西口より会場まで徒歩15分 または

②岩倉駅西口バス乗り場より名鉄バス一宮線(50系統)一宮駅東口行
「西市」バス停(2つ目)下車 徒歩4分

<ご参考> 岩倉駅西口からバスにご乗車される場合の時刻表

9:05(9:15頃会場着)、9:20(9:30頃会場着)、9:35(9:45頃会場着)

※上記は本資料作成時点のものです。バス運行会社の都合により
変更・遅延の可能性がございますので、ご注意ください。

